

住宅の応急修理制度の対象住宅が拡大 一部損壊(床上浸水)の住宅を対象 ～11月11日(月)申込受付開始～

令和元年8月の大雨被害を受けた住宅に対する応急修理制度について、り災内容が半壊以上から一部損壊(10%以上の損害)以上へ拡大されました。

■新たに対象となった住宅

- ・一部損壊(損害割合 10%以上)の被害を受けた住宅
(床上浸水等により床材、内壁に被害を受けた住宅)
- ※り災証明書の内容が一部損壊(床下)の方は対象外となります。

■申込み時に必要なもの

- ・家の全景写真(申込時の写真で可)
- ・部屋の被害状況を確認できる写真(床材や内壁の被害写真)
- ・り災証明書の写し
- ・その他(従来の応急修理制度の必要書類)

■修理費限度額

- ・1 住戸あたり 30 万円

■注意点

- ・既に修理を終え、支払い済の住宅は対象外となります。
- ・制度の適用を受けるためには、従来の応急修理制度と同様に、工事内容を確認できる写真が必要です。
(施工前、施工中、施工後)

■申込受付

- ・場 所 武雄市役所 1 階ホール
- ・時 間 8 : 30 ~ 17 : 00 (土日祝は除く)
- ・開 始 11 月 11 日(月)から申込受付開始
- ・期 限 令和元年 12 月 20 日

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市企画部復興対策室 担当：佐々木、江口、蒲地、坂口 TEL: 0954-27-7510